

平成 20 年 11 月 25 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

新株式発行および自己株式の処分に係る
募集株式数および処分株式数の各内訳の目処の決定について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 畔柳^{くろやなぎ} 信雄^{のぶお}）は、本日、平成 20 年 11 月 18 日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行および自己株式の処分に係る募集株式数および処分株式数の各内訳の目処に関し、下記のとおり決定しました。

記

1. 募集による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 募集方法および募集株式数の内訳 | ① 国内一般募集
国内における募集は一般募集とする。野村證券株式会社（以下「当初買取引受会社」という。）が 234,800,000 株を目処として当該募集に係る新株式の全株式について買取引受けし、三菱 UFJ 証券株式会社および野村證券株式会社を代表引受会社とする引受団（当初買取引受会社を含み、以下「国内引受会社」という。）が当該株式の一般募集の取扱いを行い、残株が生じた場合には国内引受会社が当初買取引受会社よりこれを連帯して引受ける。
② 米国募集
米国およびカナダにおける募集のため、Morgan Stanley & Co. Incorporated、J.P. Morgan Securities Inc.および Nomura Securities International, Inc.を共同主幹事引受会社とする引受人（以下「米国引受会社」という。）に 134,000,000 株を目処として総額個別買取引受けさせ、また米国引受会社に 26,000,000 株を目処として追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。
③ 国際募集
欧州を中心とする海外市場（米国およびカナダを除く。）における募集のため、Morgan Stanley & Co. International plc、J.P. Morgan Securities Ltd.および Nomura International plc を共同主幹事引受会社とする引受人（以下「国際引受会社」という。）に 200,900,000 株を目処として総額個別買取引受けさせ、また国際引受会社に 39,100,000 株を目処として追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。
④ 上記①ないし③記載の各募集間で配分する引受会社の引受けの対象株式数ならびに米国引受会社および国際引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式数の最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日（平成 20 年 12 月 8 日（月）から平成 20 年 12 月 10 日（水）までの間のいずれかの日）に決定する。 |
|---------------------|--|

- (2) 上記(1)②および③記載の米国引受会社および国際引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限としての当社普通株式 65,100,000 株は、当該権利の行使状況により、その一部または全部が発行されないことがある。

2. 自己株式の処分による株式売出し

- | | |
|-------------------------|--|
| 処分方法および
処分株式数の
内訳 | ① 引受人の引受けによる国内売出し
国内における売出しのため、前記「1.募集による新株式発行（一般募集）」(1)①記載の当初買取引受会社が 200,000,000 株を目処として当該売出しに係る自己株式の全株式について買取引受けし、前記「1.募集による新株式発行（一般募集）」(1)①記載の国内引受会社が当該株式の売出しの取扱いを行い、残株が生じた場合には国内引受会社が当初買取引受会社よりこれを連帯して引受ける。
② 米国売出し
米国およびカナダにおける売出しのため、前記「1.募集による新株式発行（一般募集）」(1)②記載の米国引受会社に 40,000,000 株を目処として総額個別買取引受けさせる。
③ 国際売出し
欧州を中心とする海外市場（米国およびカナダを除く。）における売出しのため、前記「1.募集による新株式発行（一般募集）」(1)③記載の国際引受会社に 60,000,000 株を目処として総額個別買取引受けさせる。
④ 上記①ないし③記載の各売出し間で配分する処分株式数の最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、前記「1.募集による新株式発行（一般募集）」(1)④記載の発行価格等決定日に決定する。 |
|-------------------------|--|

なお、平成 20 年 11 月 18 日に決議、公表された上記 1.における募集株式数ならびに国内一般募集および海外市場における募集の間で配分する募集株式数の内訳の目処、上記 2.における処分株式数ならびに引受人の引受けによる国内売出しおよび海外市場における売出しの間で配分する処分株式数の内訳の目処、オーバーアロットメントによる国内売出しにおける売出株式数ならびに第三者割当による新株式発行における募集株式数について、変更はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行および自己株式の処分に係る募集株式数および処分株式数の各内訳の目処の決定に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、本件募集・売出しに関する情報の全部を構成するものではなく、また、日本国内における投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

当社は、本書記載の本件募集・売出しのうち米国において行われるものについて米国証券取引委員会に登録届出書（目論見書を含む。）（登録番号333-155420）を提出しています。投資を行う前に、必ず当社および本件募集・売出しに関するより詳細な情報が記載された当該届出書に含まれる目論見書および当社が米国証券取引委員会に提出したその他の書類をご覧いただきますようお願いいたします。これらの書類は、米国証券取引委員会のウェブサイト

(www.sec.gov) 上 (EDGAR) で無料で取得することができます。あるいは、Morgan Stanley & Co. Incorporatedの無料通話番号1-866-718-1649、Nomura Securities International, Inc.の無料通話番号1-800-666-8721もしくはJ.P. Morgan Securities Inc.の通話番号1-718-242-8002 への連絡またはMorgan Stanley & Co. Incorporated

(prospectus@morganstanley.com)、Nomura Securities International, Inc. (eqse@us.nomura.com) もしくはJ.P. Morgan Securities Inc. (addressing.services@jpmchase.com) へのメールの送付により希望された場合には、当社、引受会社または本件募集・売出しに係る販売会社が、米国内の投資家に対して当該目論見書の送付の手配をいたします。